

田舎館村ふるさと特産品提供事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 ふるさと納税制度による田舎館村（以下「村」という。）への寄附促進を図るとともに、地元特産品等の P R や販売促進等による村内の経済活性化を目的とし、村に対しふるさと納税による寄附をされた方へ贈呈する記念品等（以下「ふるさと特産品」という。）の公募、提供等を行う事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ふるさと特産品の公募)

第 2 条 公募は、村ホームページ及びその他村長が適切と認める媒体に掲載することにより実施する。

(応募要件)

第 3 条 ふるさと特産品の応募をする事業者（以下「応募事業者」という。）は、次に掲げる条件のいずれにも該当すること。

- (1) 村内に事業所（工場等を含む。）を有する法人又は個人事業主であり、ふるさと特産品を随時提供できること。
- (2) 村税及びその他村に対する債務の履行に遅滞のないこと。
- (3) 代表者等（法人である場合にはその役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、村長が応募事業者として適当でないと認めた場合、又はふるさと特産品として適当でないと認めた場合は応募できないものとする。

(ふるさと特産品の要件)

第 4 条 ふるさと特産品は、次に掲げる要件をいずれも満たすものに限る。

- (1) 村の魅力を伝えられるものや村の P R につながるもので、村内で、栽培、製造、加工、販売、サービスの提供等がなされていること。
- (2) 郵送に耐えうるものであること。
- (3) 飲食物の場合は、原則寄附者に到着後概ね 10 日以上消費期限が保証されていること。
- (4) 季節限定品の場合は、数量的に安定供給が見込めるものであること。

(ふるさと特産品の価格及び村の負担額)

第 5 条 ふるさと特産品の価格は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を含むものとする。

- (1) ふるさと特産品の価格は 1,500 円を下限とし、上限はないものとする。村の負担額は、ふるさと特産品の価格と同等とする。
- (2) 村の負担額は 500 円毎に設定する。

2 価格が村の負担額を超える場合は、ふるさと特産品の提供を行う事業者（以下

「提供事業者」という。)の負担とする。

(ふるさと特産品の募集期間)

第6条 ふるさと特産品の募集期間は平成27年6月22日から随時受け付けるものとする。

(公募の申込方法)

第7条 応募事業者は、田舎館村ふるさと特産品公募申込書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 会社概要(パンフレット等でも可)

(2) ふるさと特産品の画像データ

(3) 前号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、村長が提出の必要のないと認めた書類は省略することができる。

(ふるさと特産品の承認)

第8条 村長は公募の申し込みがあった場合において、その内容を審査し、承認の可否を決定し、田舎館村ふるさと特産品承認(不承認)決定通知書(様式第2号)により応募事業者へ通知する。

(ふるさと特産品の承認取り消し)

第9条 次の各号に該当する場合には、ふるさと特産品の承認を取り消すことができる。

(1) 提供事業者が当該承認の取り消しを申し出たとき。

(2) 提供事業者及びふるさと特産品がこの告示に抵触していると判断したとき、又は各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき。

(3) その他村長が特に認めたとき。

2 村長は、前項の規定によりふるさと特産品の承認を取り消したときは、田舎館村ふるさと特産品承認取消決定通知書(様式第3号)により提供事業者へ通知する。

(ふるさと特産品の送付)

第10条 村は、寄附者からふるさと特産品の申し込みがあったときは、田舎館村ふるさと特産品発注票(様式第4号)をもって当該提供事業者に通知する。通知を受けた提供事業者は、速やかにふるさと特産品を村に提供するものとする。

(請求)

第11条 提供事業者はふるさと特産品の提供実績を、田舎館村ふるさと特産品提供実績報告書兼請求書(様式第5号)に記載し、ふるさと特産品提供日の属する月の翌月の10日(毎年度3月提供実績については、当月末日)までに、村に報告するとともに、当該提供実績に係る負担金の支払いを村に請求するものとする。

2 村は、提供事業者から報告及び請求があったときは、当該請求があった日から30日以内に、負担金を提供事業者が指定する金融機関口座に振り込むものとする。

(ふるさと特産品の変更等)

第12条 提供事業者は、ふるさと特産品の内容を変更するときには、田舎館村ふるさと特産品変更申出書(様式第6号)により、村長へ申し出をすること。この場合において、既に田舎館村ふるさと特産品発注票により発注のあったものについては、

提供事業者において責任をもって提供すること。また、第9条に規定する承認取り消しがあった場合も、提供事業者において責任をもって提供すること。

- 2 村長は、ふるさと特産品の内容の変更の可否を決定したときは、その結果を田舎館村ふるさと特産品変更承認（不承認）通知書（様式第7号）により、提供事業者へ通知する。

（提供事業者の義務）

第13条 提供事業者は、ふるさと特産品に関しての提供の遅延、品質及び提供過程等での事故等の問題が発生した場合には速やかに村へ報告すること。

- 2 提供事業者は、ふるさと特産品の品質に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について村へ報告すること。また、品質等の保証や苦情対応について、村は一切責任を負わないものとする。

（ふるさと特産品等の広告宣伝）

第14条 村は、村ホームページ及びその他村長が適切と認める媒体に、ふるさと特産品及び提供事業者の情報を掲載し、広告宣伝を行う。また、提供事業者にホームページがある場合、希望により掲載欄にリンクを貼る。

- 2 提供事業者はふるさと特産品提供時に、自社製品等のパンフレット等も同封することができるものとする。

（委託等の禁止）

第15条 提供事業者は、この事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 提供事業者は、この事業の実施に係る権利及び義務を村長の許可なく、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（個人情報保護）

第16条 提供事業者はこの事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）の規定及び関係法令を厳守すること。

- 2 寄附者の個人情報は、ふるさと特産品の提供以外の目的に使用することができない。
- 3 提供事業者は、当該年度終了後1年間はふるさと特産品の提供に係る関係書類を保管しておくものとする。

（補足）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月22日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による規定は、この要綱の施行の日以降の申し込みについて適用し、同日前の申し込みについては、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。